

建第785号  
令和5年9月8日

一般社団法人	島根県建築士会	会長	様
一般社団法人	島根県建設業協会	会長	様
一般社団法人	島根県建築組合連合会	会長	様
一般社団法人	島根県建築技術協会	会長	様
一般社団法人	島根県建築士事務所協会	会長	様
一般社団法人	島根県建築設備設計事務所協会	会長	様
公益社団法人	島根県宅地建物取引業協会	会長	様
一般社団法人	島根県住まいづくり協会	会長	様

島根県土木部長  
(建築住宅課)  
(公印省略)

指定確認検査機関の業務区域の変更について (通知)

このことについて、松江市東本町2丁目60番地 一般財団法人 島根県建築住宅センターより、建築基準法第77条の22第1項の規定による変更認可申請があり、令和5年8月30日付けで認可をしましたのでお知らせします。

記

- 1, 業務区域の増加の範囲  
浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡及び隠岐郡
- 2, 業務区域を増加する年月日  
令和5年10月1日

[担当]

建築物安全推進室 建築法令係 藤原  
TEL : 0852-22-5219 FAX : 0852-22-5218  
E-mail : kentiku-anzen@pref.shimane.lg.jp